

件名	愛媛県立都市公園条例等の一部を改正する条例
主管課	都市整備課、都市計画課、環境政策課
根拠法令等	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日公布、平成15年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係する条例について、所要の規定整備を一括して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 愛媛県立都市公園条例の一部改正 都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の占有許可を与えることができる物件に「信書便差出箱」が追加されたことにより、その使用料（1箇1年につき272円）を徴収（郵便差出箱と同様） 愛媛県屋外広告物条例の一部改正 屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置を禁止する対象に「信書便差出箱」を追加（郵便ポスト、電話ボックス等と同様） 公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正 知事が行う公害紛争処理の手續に要する費用のうち、当事者負担から除外されるものに信書便を利用する場合の費用を追加（郵便料、電信料と同様、国が行う公害紛争処理の手續と同様） 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律の概要 信書便事業の種類（いずれも総務大臣の許可制）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般信書便事業（全国全面参入型） 一般信書便役務を含む信書便の役務を提供する事業 一般信書便役務とは、次のいずれにも該当する信書便の役務 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm、3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を送達するもの 国内において信書便物が差し出された日から原則3日以内に送達するもの 特定信書便事業（特定サービス型） 次のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみ提供する事業 3時間以内に信書便物を送達するもの 1,000円を下らない範囲内において省令で定める額を超える信書便物を送達するもの 長さ、幅、厚さの合計が90cm超又は重量4kg超の信書便物を送達するもの 	